

平成27年6月25日より 確認済表示板の記載内容が 改正されています。

建築士法の一部改正により、確認済表示板の設計者氏名及び工事監理者氏名の欄に記載する事項が次のとおり追加されましたので、ご注意ください。

- 1 設計者及び工事監理者が建築士の場合は、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別を併せて記載してください。
- 2 設計者及び工事監理者が建築士事務所に属している場合には、その者が属している建築士事務所の名称及び一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別を併せて記載してください。

第68号様式

(建築基準法施行規則第11条関係) (木板、プラスチック板その他これらに類するものとする)

35cm 以上																
25cm 以上	建築基準法による確認済															
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">確認年月日番号</td> <td style="text-align: center;">令和 年 月 日 第 号</td> </tr> <tr> <td>確認済証交付者</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">改正後における設計者及び 工事監理者欄の記載例です。</td> </tr> <tr> <td>建築主又は 築造主氏名</td> </tr> <tr> <td>設計者氏名</td> <td>○級建築士事務所 □□建築士事務所 ○級建築士 ●● ●●</td> </tr> <tr> <td>工事監理者氏名</td> <td>○級建築士事務所 □□建築士事務所 ○級建築士 ●● ●●</td> </tr> <tr> <td>工事施工者氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事現場管理者氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建築確認に係る その他の事項</td> <td></td> </tr> </table>	確認年月日番号	令和 年 月 日 第 号	確認済証交付者	改正後における設計者及び 工事監理者欄の記載例です。	建築主又は 築造主氏名	設計者氏名	○級建築士事務所 □□建築士事務所 ○級建築士 ●● ●●	工事監理者氏名	○級建築士事務所 □□建築士事務所 ○級建築士 ●● ●●	工事施工者氏名		工事現場管理者氏名		建築確認に係る その他の事項	
	確認年月日番号	令和 年 月 日 第 号														
	確認済証交付者	改正後における設計者及び 工事監理者欄の記載例です。														
	建築主又は 築造主氏名															
	設計者氏名	○級建築士事務所 □□建築士事務所 ○級建築士 ●● ●●														
	工事監理者氏名	○級建築士事務所 □□建築士事務所 ○級建築士 ●● ●●														
	工事施工者氏名															
工事現場管理者氏名																
建築確認に係る その他の事項																

(注意)

- 1 設計者及び工事監理者が建築士の場合には、設計者氏名及び工事監理者氏名の欄にその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別を併せて記入してください。
- 2 設計者及び工事監理者が建築士事務所に属している場合には、設計者氏名及び工事監理者氏名の欄にその名称及びその一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別を併せて記入してください。

注意 一定規模以上の建築物については、建築士が工事監理（設計を含む。）をしなければなりません。建築士が工事監理（設計を含む。）できる範囲については、裏面を参照してください。

この件に関するお問い合わせ先

新潟市建築部建築行政課建築審査係

TEL 025-226-2849

建 築 士 の 業 務 範 囲

構造 高さ・階数 延べ面積 (m ²)	木造			鉄筋コンクリート造、鉄骨造、石造、れん瓦造、コンクリートブロック造、無筋コンクリート造	すべての構造
	階数 1	階数 2	階数 3	高さ13mかつ軒高9m以下	
					階数2以下
30	資格を問わない			資格を問わない	
50	※1	※1		一級建築士または二級建築士	
100	一級建築士、二級建築士 または木造建築士				
200					
300					
500	※2	※2	※2	一級建築士	
1,000	※2				

※1 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第21号に定める第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、防火地域又は準防火地域に指定されていない地域内においては、資格を問いません。（建築士法の特例に関する条例（昭和59年新潟県条例第34号））

※2 学校、病院、劇場、映画館、観覧場、公会堂、集会場（オーディトリウムを有しないものを除く。）又は百貨店の用途に供する建築物は、一級建築士でなければなりません。

注意 新築、増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替に係る部分の構造、高さ・階数及び延べ面積により建築士の資格を判断します。